

第4回 まちづくり常任委員会会議録

令和3年7月19日(月)

委員会 議 室

○会議日程

- 1 開会宣告(10時38分)
- 2 調査事項
 - (1) 国保診療所所管
 - ①幌延町国民健康保険診療所診療時間の変更について
 - (2) 企画政策課所管
 - ①幌延深地層研究計画に係る確認会議について
 - ②新過疎法に基づく市町村計画の策定について
 - (3) 建設管理課書簡
 - ①橋梁改修工事実施設計業務について
 - (4) 保健福祉課書簡
 - ①子育て世帯生活支援特別給費金について
- 3 その他
 - ①副委員長を選任について
- 4 閉会宣告(11時41分)

○出席委員(7名)

委員長	3番	斎賀弘孝
副委員長	2番	佐藤忠志
委員	1番	高橋秀明
委員	4番	植村敦
委員	5番	無量谷隆
委員	7番	西澤裕之
委員	8番	高橋秀之
町長		野々村仁
副町長		岩川実樹

○出席説明員

総務財政課長	藤井和之
企画政策課長	角山隆一
建設管理課長	島田幸司
保健福祉課長	村上貴紀

企画振興G主幹	山下智昭
建設管理課技術長	植村光弘

地域振興係長	梶淳
土木係長	若杉忍

企画G主任	斉藤徹
-------	-----

管 理 G 主 任 植 村 瞭 平

○議会事務局出席者

事 務 局 長 早 坂 敦
主 事 満 保 希 来

齋賀委員長

第4回のまちづくり常任委員会、出席委員は7人。皆さん出席しております。

本日の調査事項ありますので、順番にやっていきたいと思います。

このほか追加ですね、1番、2番の後に、大きい4番として建設管理課から、それと大きい5番保健福祉課からそれぞれ追加で、調査事項が来ておりますので、追加させていただきます。

それでは初めに調査事項1番、国保診療所所管、幌延町国民健康保険診療所診療時間の変更についての説明を求めたいと思います。

岩川副町長

1番目の幌延町国保診療所診療時間の変更について、ご説明申し上げます。

本件につきましては、さきの6月定例会において高橋秀明議員のほうから、健康診断書の作成についてということでご指摘を受けまして、町長のほうから、医師の負担軽減や診療所作成期間を短縮する方法について改善を図るべく、検討していくというご答弁させていただいておりまして、それを受けて、内部のほうで田川医師とも相談し、改善策を考えました。

大きな概要といたしましては、今後9月1日からの実施を考えておりますけれども、木曜午後の外来診療につきましては、一般外来を休診として、そこで診断書の作成業務だとか、予防接種業務等の保健業務等に充てていくというふうに考えてございます。

詳しい内容につきましては、事務次長の若本のほうから説明させます。

若本診療所事務次長

それでは、資料に沿いましてご説明させていただきます。

A4の横でしております、診療所診療時間の変更について。この資料に基づきまして説明させていただきます。

1ページ目をお開きください。

この度、診療時間の変更の背景ですけれども、当診療所は、常勤医師1名の体制で行っております。通常の診療業務のほかに、健康診断や、介護、精神の医療サービスを受けるための主治医意見書の作成、こざくら荘や北星園の施設への往診、24時間救急医療体制を維持するため、夜間宿直業務などをこなしておりまして、その合間に診断書などのですね、作成業務を行っております。

年々業務が多様化しておりまして、従来の診療時間内に処理することが困難で、時間を要してしまっているというのが現状でありました。これらを解消するために、院内で協議しまして、診療時間の変更をするということで対処するということとしました。

変更内容ですが、従来の診療時間、午前8時45分から午後5時まで。問寒別出張診療日は午後2時までとなっております。

これの変更ですが、すいません。資料の午後8時45分となっておりますが、午前8時45分に訂正のほう、お願いいたします。

変更の時間ですが、午前8時45分から午後5時まで。問寒別出張診療日は午後2時までと、追加で、毎週木曜日正午までというふうにいたしました。

毎週木曜日の午後は、一般外来を休診としまして、その時間を使いまして、ほかの作業などを行ってもらうということになっております。救急患者につきましては、もちろん通常どおり受け入れるということになっております。

木曜日という曜日の選定理由なんですけれども、毎週木曜日午後からこぎくら荘の往診が午後3時から午後4時まであります。こちらでの影響ですね、来院患者数がほかの曜日に比べまして、比較的少ない傾向にあります。ですので、受診について最小限の影響で抑えることができるのではないかとこのように考えております。

これらの変更に伴う効果ですけれども、基本、毎週金曜日は出張医が通常診療を行っております。その曜日を利用しまして、施設の往診や診断書の作成などの業務に充てております。

変更に伴いまして、木曜日午後からということで、時間帯が増えますので、医師の負担軽減及び作成期間の短縮が図られ、ほかの保健業務などの振り分けなどが可能になってくるというふうなのが傾向かなと考えております。

2ページ目をお開きください。

診療時間を木曜日正午までにした根拠なんですけれども、令和2年度の曜日別患者数を表にいたしました。比較的患者数が少ない曜日が火曜日の週平均41.2人、木曜日の31.6人となっております。

火曜日につきましては、予防接種の日だとか、心療内科の診療日になる可能性があります。心療内科の受診者の中には、そのときに内科のほうも一緒に受診をしたいという患者も少なくありません。そのことを考慮いたしまして、木曜日というふうにいたしました。

なお、変更につきましては令和3年9月1日から予定しておりまして、町民などへの周知は告知端末、広報紙8月号での周知と院内掲示を予定しております。

3ページ目をお開きください。

診療時間の変更に伴う規則の改正が必要となりまして、改正のイメージということでつけております。

以上となります。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいまの診療時間の変更について、委員の皆さんから、質問意見等を伺いたいと思います。指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言してください。

(一同無言)

よろしいですか。

それでは診療時間の変更についてはこれで閉じたいと思います。また、診療所関係よろしくお願ひします。

調査事項2番、企画政策課所管、幌延深地層研究計画に関わる確認会議についてであります。

角山企画政策課長

それでは、私から今年度5回に渡り開催いたしました、幌延深地層研究の確認会議での確認結果についてご説明いたします。

資料につきましては、別紙お配りしております、確認会議で確認できた主な内容案をご覧ください。

それでは、説明に移ります。

今年度の確認会議につきましては、幌延町における深地層の研究に関する協定書。こちらに基づき、研究の履行状況を確認することを目的に、令和3年度の研究計画及び稚内層深部500メートルにおける研究の実施に関する検討結果の内容について、研究が三者協定に則り、かつ研究計画に則して進められているかを確認し、確認内容をまとめた本資料を7月16日に開催いたしました第5回確認会議において諮り、案のとおりの内容で確定いたしました。

確認した内容につきまして、項目別にご説明いたします。

確認事項の1、研究成果及び研究計画につきましては、令和2年度の研究成果及び令和3年度の研究計画ともに予定どおり進捗しており、研究に対する外部評価についても特段問題ないとの評価を得ていることを確認いたしました。

次に確認事項2、深度500メートルにおける研究の実施に関する検討結果につきましては、研究の必要性。こちらにつきましては、幌延の研究は広く堆積岩の地質に適用できる内容で、かつ地層処分の技術の高度化や信頼性の向上を図ることができるものであること。

令和2年度の研究成果により、深度500メートルには深度350メートルとは異なる性質の地層が存在することがより確かになったことから、深度500メートルで研究を行うことにより、技術の実証性をより確かなものにすることができるとともに、より幅広い地質環境を対象とした技術や経験を得ることができるとのこと。

また、比較的難易度の高い深度500メートルにおける坑道の設計、施工、安全評価技術の実証により、地層処分事業における技術基盤整備に一層寄与することができることを確認いたしました。

次に研究課題の範囲でございます。

深度500メートルにおける研究は、当初計画に位置付けられたものであり、令和2年度以降の研究計画における位置付けにつきましては、処分概念オプションの実証の研究項目に当たるものであり、現計画の変更には当たらないということを確認いたしました。

次に研究工程でございます。

現状の想定研究期間内で施行及び研究機関の確保は可能であること。

掘削工事の進捗について、逐次情報発信を行うこと。

工期に影響が生じる事象が発生した際は、速やかに道及び町へ報告し、適切な方策を講じること。

仮に期間の調整が必要となる場合は、速やかに道及び町へ報告するとともに、調整後の内容について報告すること。

令和2年度以降の研究計画の期間延長は想定していないこと。

令和10年度までに成果を得て、技術基盤の整備の完了に取り組むこと。

整備の完了が確認出来ず、研究を継続する必要があると判断した場合は、改めて計画変更について協議が必要であり、協議が整わない場合は計画を変更出来ないこと。

坑道整備工事や研究に係る具体的なスケジュールについて、毎年度、研究計画に記載することについて確認いたしました。

次に確認事項3、三者協定との整合性です。

幌延において、放射性廃棄物を利用した試験は行わないこと。

NUMOの資金や人材を活用した共同研究を実施する場合であっても、施設の貸与や譲渡は行わないことを前提に、原子力機構が主体となり研究を行うこと。

現在、浜里地区で行われている原子力機構と産総研で実施するボーリング調査等の共同研究は、処分場選定プロセスにおける概要調査ではないということ。

三者協定を遵守の上、研究を実施することについて確認いたしました。

次に確認事項4、情報公開、情報発信、理解促進につきましては、埋め戻しの要望について、こちらについては地下施設全体の埋め戻しと、人工バリア性能確認試験における試験坑道の埋め戻しが混同されることのないよう、資料作成の際工夫すること。

令和2年度以降の研究計画において実施する研究課題について、分類した小課題ごとに進捗を図るよう、得られた成果を研究工程に追記すること。

報道機関の理解促進を目的とした説明会等の開催を検討するほか、幌延の研究施設が最終処分場になるとの不安や懸念の解消に努めること。また、情報の受け手のわかりやすさに配慮した情報発信に取り組むこと。

これまでの確認会議においてのですね、説明事項等について適切に取り組むことについて確認いたしております。

特に理解促進に向けた情報発信につきましては、幌延町といたしましても、広報誌面の提供であったり、周知広報イベントに係る協力について、引き続き協力することを会議の場で申し上げております。

これら確認出来た事項につきましては、後日改めて確認会議座長から報告書として整理したものが、北海道知事及び幌延町長へ提出されますので、その報告書を確認の上、幌延町としての見解を改めて文書により、原子力機構理事長へ通知いたします。

また幌延町の見解につきましては、議会、行政報告等の場を通じて別途報告させていただくこととなります。

以上、幌延深地層研究計画に係る確認会議に係る説明といたします。

齋賀委員長

ありがとうございます。

ただいまの説明について、委員皆さんから意見質問いただきたいと思います。指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言してください。

無量谷委員

この埋め戻しって言葉あるんですけど、全面埋め戻しをしないで、部分的に埋め戻すってことかなという感じがするんですけども、全面的は今まだかつて、うたっていないことではないかなと感じはするのと。

もう1点、ガラス固化体の試験効果の試験やったはずなんですけど。それは1つで熱を加えて実験やったという感じなんですけど。素人が見ても、本工事のある程度、穴を掘っていくには大きく穴掘って行って、更にその地層処分するためのガラス固化体埋める穴が1段で実験したと思うんですよ。これコスト削減するためには、2段、3段重ねてやったほうがコスト安くできるんじゃないのかなって感じはするんですけど。その辺の実験も今後やるのかやらないのかね、その辺聞きたいんですけど。

やらないとしても幌延町としては、そういう実験をやったらどうかっていう感じで思うんですけど。ある程度、やっぱり何ぼ国と言えども、コストを削減するためには、1段で埋め

るよりは2段、3段で埋めたほうがコスト安い、本工事の中に取り入れられるのかなって感じがするんですけど。その辺、今後要求していくのか、していかないのかも伺いたします。

角山企画政策課長

まず埋め戻しについては、施設は研究終了後、埋め戻すことは前提の話になっていることを改めてご説明させていただきます。

それと、その中で先ほど申し上げた人工バリア性能確認試験というのは、試験坑道の一部を使って、廃棄体の模擬を埋め戻すというこの作業が、この研究計画のメニューとしては一つあるということが一緒に語られないように、分けて資料の作成を工夫するべきというようなお話であったということをお伝えします。

それと施設全体の埋め戻しについては、今後の話になるので、その1段、2段という話については今、具体的なものはございませんので、瑞浪ではモニタリングをしながらみたいなお話もありますので、そういった瑞浪でのやり方も見ながら、幌延の埋め戻しってというような、検討していくようなことも、会議の中でお話ありましたので、今の段階ではその程度ということでご理解ください。

無量谷委員

そうすると、熱を加えてのガラス固化体の試験は今後行わないっていう考えなのか。それとも、僕が言ったようにコスト削減のためにも、2段重ね、3段重ねの試験は今後考えないのかなって感じはしてるんですけど、その辺の要求をしたらどうかなって感じがするんですけど。

角山企画政策課長

人工バリア性能確認試験においては、埋め戻し後のモニタリングという試験の項目がありますので、ずっとこのデータは取っていくということになります。

あと本体の埋め戻しについては繰り返しになりますけども、これからのお話になりますので、現時点では先ほど申し上げたとおりの内容でご理解いただければと思います。

岩川副町長

補足なんですけども、ガラス固化体を2段、3段にっていうのは、一つの坑道の下に1段、2段、3段で埋めるっていうイメージなんです、無量谷さんおっしゃるのは。

(無量谷委員「はい」)

我々、今まで処分事業のレイアウト図だとか見てもですね、そこが2段、3段になってるのは、ちょっと見たことがございません。やっぱり1段で何列になっていくという。

というのは、これはあることかどうかわかりませんが、再取り出しだとかっていう事態が発生した場合に、やっぱり対処しやすいようなレイアウトで埋めていくということも考えられてるのかなと思いますので、そこに積み重なってしまいますとですね、なかなか、1番下のものを取り出すというわけにもいかないでしょうから。それは今後、どこかの場面ですね、それはNUMOさんのほうに言われるべきお話じゃないかなあとは思いますが、ちょっとそこの試験についてまでやれというようなNUMOニーズっていうんですかね、そういったところはちょっと私どもも承知しておりませんので。町のほうから、これを試験をやったらいいだとかっていうようなつもりもありません。

無量谷委員

今言ったように、横穴の大きさが大きいためにね、ただ単純にただ一つの穴に一つを入れるっていうのは、コストが高くなるんでないかなって、素人の考えっていうか、そんな感じで、ある程度2段なり、3段入れれば、その本横の穴が大きいために、コスト安くなるのかなって感じするんですね。

ですから、1段よりは2段、3段入れて、研究したほうがいいんでないのという考え、素人考えかもしれませんが、そんなことでしたほうが研究の期間が長く幌延に居座ってくれるのかなと思うんですけども。そんなところです。

斎賀委員長

ほかに、委員皆さんありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、確認会議の報告についてはこの辺で閉じたいと思います。ありがとうございました。

続けて行きます。調査事項3番、新過疎法に基づく市町村計画の策定について。これについての説明をお願いします。

山下企画政策G主幹

6月のときにも、常任委員会の際にも、新過疎法について概要のほうを説明させていただきました。そして今回は、それによって定められている町の計画。こちらのほうの素案が整ってまいりましたので、そちらのほうの内容の説明をさせていただきたいと思います。一部、前回の説明と重複する部分があるかと思いますが、ご了承いただければと思います。

なお、今現在この計画素案に関しましては、道と調整中でありまして、今後パブコメも控えておりますので、内容が変更になるということもありえますので、ご了承いただければと思います。

ご手元の資料、こちらA4縦両面の資料と別紙、計画素案のほう使用しまして、ご説明させていただきます。

まず、1ポツでございますけれども、こちらの法律名が、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法という名称で、便宜的に新過疎法と呼んでおります。こちらの概要についてでございます。

(1) 趣旨、(2) 法律期間でございますが、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、新過疎法ですが、これは人口減少率など一定の要件を満たす市町村を過疎地域として指定し、国土保全に重要な機能を有する過疎地域における少子高齢化、人口減少、そして産業衰退等の種々の課題に対して、持続的な発展支援に向けた特別措置法を講じることで、地域活性化等の取組を積極的に推進し、地域のさらなる活力を向上するべく、議員立法として成立し、令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限措置として施行されております。

(3) でございますが、この新過疎法により過疎地域に指定された市町村には、国からの行財政上の特別措置が講じられることとされております。

例えば、国庫補助率のかさ上げであったり、過疎地域持続的発展支援等などの国の交付金の活用、そして後年度元利償還金の7割が交付税算入される過疎対策事業債の発行、そして税制優遇措置などがございます。こうした国の特別措置を使いながら、持続的発展を支援していこうとするものです。

(4)の部分ですが、過疎地域の市町村は、都道府県が定める過疎地域持続的発展方針に基づき、議会の議決を経て、地域の持続的発展の基本的な方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定める、過疎地域持続的発展市町村計画を策定します。これが今回幌延町で策定しようとしている計画となります。

(5)ですが、この市町村計画の策定に向けた手順でございますけれども、都道府県との協議を経て、都道府県からの同意をいただきます。現在これに向けて調整中でございます。その後、それぞれの議会において議決をいただき、計画を公表し、主務大臣、総務大臣に提出するという運びになっております。

(6)計画策定の留意事項でございます。留意事項については次のとおりでございます。新たに加わったものとして、地域の持続的発展のための基本目標として人口目標を設定するようにという指示でございます。

そして、達成状況に関する評価として、PDCAサイクルを用いるようにという指導でございます。

その他、町で定めている各種計画との整合性ということで、例えば公共施設等総合管理計画。こういったものとの整合性を図るようにということとされております。

これらを踏まえて2ポツでございますけれども、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画を策定に取り組んでおります。

この計画の趣旨、(1)計画期間等でございます。

新過疎法において、本町においても、当該過疎地域に指定されましたので、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な行財政上の特別措置を活用し、地域の持続的発展に向けた取組を推進するため、地域の持続的発展の基本的方針に関する事項、地域の持続的発展に関する目標等について定める、令和3年度から令和7年度までの5カ年に渡る、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画を策定することとしております。策定に当たっては、北海道への協議のもと、パブリックコメントや議会の議決を経て、総務大臣に提出することとされており、現在、北海道との協議に向けた準備を進めているところでございます。

具体的な計画内容に関しましては、(3)以降でございますが、ご手元のこちらのホッチキス止めの別紙、幌延町過疎地域持続的発展市町村計画素案をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと、目次として、2ページございます。

まず、1ポツの部分で基本的な事項という部分がございます。こちらのほうで、幌延町全体の概況であったり、人口の動向、町行財政の状況や、各種公共施設の状況などを列挙しております。そして、2ポツから13ポツの12の部分で、具体的に取り組む分野ということで、12分野を列挙しております。

計画策定に当たっては、地域の持続発展に向けて5つの基本方針を定めて、それに基づいて計画を策定しております。

これに関しましては、13ページをご覧ください。13ページの(4)の部分でございます。

地域の持続発展の基本方針でございますが、こちらは、町の最上位計画であります、総合計画の重点戦略、総合戦略。これに基づきまして定めたものでございます。

最後の段落で、1つ目の方針でございますが、稼ぐ産業をつくとともに、安心して働けるようにする。

そして、1枚めくっていただき、14ページの最上段でございます。

2つ目、まちへの新しい人の流れをつくる。

次の段落、第3の部分です。結婚出産子育ての希望をかなえる。

第4、安心して暮らすことができる魅力的なまちをつくる。

第5、新しい時代に対応し、地域人材を生かす。

という5つの基本方針に基づいて計画を策定していくという流れになっております。

そして、この14ページの続く(5)の部分でございますが、計画において、人口に関する目標というものを設定することとされております。これに関しては、総合計画の基本構想との整合性を図り、令和11年度の目標人口として2,100人を設定しております。

また、15ページ、(8)でございますが、公共施設等総合管理計画との整合性について記載しておりまして、令和38年度までに建築系公共施設の延べ床面積10%から30%を削減すると。このような整合性をとっております。

1枚めくっていただきまして、16ページ以降、実際の取り組むべき推進するための12の具体的な分野というものを記述しております。

全ての12の分野における建て付けといたしまして、現況と問題点を明示し、それに対する対策。そして、それに対しての計画として個々具体的な事業を列挙している構成でございます。

この12の分野につきましては、目次の部分をご覧くださいければと思います。表紙を1枚めくっていただいたところにお戻りください。

1番最初の部分の目次の部分ですが、2ポツから始まりますが、1つ目の分野として、移住定住地域間交流の促進、人材育成。2つ目が産業の振興。3つ目が地域における情報化。4つ目、交通施設の整備、交通手段の確保。5つ目、生活環境の整備。6つ目、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進。7つ目、医療の確保。8つ目、教育の振興。9つ目、集落の整理。10番目、地域文化の振興等。11番目、再生可能エネルギーの利用の推進。12番目、その他地域の持続的発展に関し必要な事項、という12の分野でございます。

先ほど申し上げましたが、これらの分野にそれぞれに現況と問題点、そして対策、個々の具体の事業が紐づいているということになります。

本資料の裏面に戻りたいと思います。(5)でございます。

計画素案などの策定スケジュールでございますが、現在、この計画素案の取りまとめをしておりまして、北海道との調整をしてございます。そして本日、まちづくり常任委員会、本委員会でご説明を皆様させていただいております。そして7月22日以降を予定しておりますけれども、パブリックコメントを実施させていただきます。8月下旬に北海道に素案の協議、そしてそれに対する同意のほうをいただきたいと考えております。その同意に基づきまして、9月の町議会におきまして、議案のほう、提出させていただきたいと考えております。ご議決いただきました後に9月下旬、計画の公表と、国への計画提出という運びとなっております。

これらによりまして、新過疎法に基づく市町村計画の策定を行いまして、その取組を着実に推進することで、地域の持続的発展に向けた今後の事業展開を図ってまいりたいと思っております。

おりますので、計画的策定に向けまして、議員皆様のご協力に関しましても、引き続きよろしくお願いいたします。

齋賀委員長

ありがとうございました。

ただいま説明のありました、新過疎法に基づく市町村計画の策定について。これについて委員皆さんから意見を伺いたいと思います。指名を受けてからマイクのスイッチを入れて発言してください。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、またパブリックコメントをまた9月に、報告があります。それまでまた皆さんと意見交換する機会がありましたら、それを通してまた、計画の策定に向けて、お互いに努力していきたいと思います。

新過疎法に基づく市町村計画策定についてはこれで閉じたいと思います。

先ほどの追加をここでやりたいと思いますので、よろしく申し上げます。

調査事項4、建設管理課所管、橋梁改修工事実施設計業務についてであります。早速説明を求めます。

島田建設管理課長

橋梁改修工事実施設計業務についてご説明いたします。

本業務については、先ほど臨時議会にて承認いただきました、3橋の橋梁改修工事実施設計業務のほかに実施設計業務を行おうとするものであります。

その理由につきましては、今年度行われている橋梁点検業務において、22橋の点検を行っておりますが、受託者である北海道建設技術センターより詳細点検前の現地踏査の結果、町道開進8号線にある、山女中の橋がⅣ判定相当。山女下の橋がⅣ判定に近いⅢ判定相当という結果が出る可能性が高いとの報告を受けました。

その結果、山女中の橋については、落橋する可能性もあることから、すぐに通行止めを行っておりますが、開進8号線は開進地区の水源地があり、管理のため道路を利用することや、牧草地が隣接しているなど、通行止めによる影響も大きいことから、北部送電網が設置している仮橋を通行させてもらえるよう、協議を行った結果、承諾をいただきましたので、関係者には仮橋を通行するよう周知をしているところであります。

北部送電網との協議の中で、仮橋の撤去時期は令和4年9月ごろを予定していると聞いておりますが、橋梁補修の状況によっては、仮橋を町に無償譲渡してもよいとのお話がありました。これらを含めて、本橋梁の今後の対応について、北海道や理事者と協議を進めてまいりました。

本橋梁を国の補助事業により補修するとした場合、早くても2年後に工事着工となり、その間、仮橋を通行し、補修施工を進めることも出来ませんが、仮橋の撤去費用に1橋当たり、最低でも2千万以上かかることや、敷き鉄板のリース料、地権者に対する土地の賃借料など、相当な経費がかかることが予想されます。

また、仮橋を新たな橋として利用することも考えましたが、河川管理施設等構造令上、仮橋の構造は永久的な橋としては認められないため、利用は不可能でありました。

以上のことから、山女中の橋並びに山女下の橋の2橋については、送電網の仮橋が設置している期間内において、施工することが適切であると判断し、緊急を要することから、現行予算において執行残を流用し、橋梁改修工事実施設計業務を進め、9月補正にて補修工事費を計上し、今年度中に通行止めを回避する判定になるよう進めることといたしました。

また、建設技術センターによる詳細点検については、この2橋をできるだけ早く行うこととし、実施設計業務の補修内容と詳細点検内容と相違がないように進めていきたいと考えております。

なお、塗装については、主桁など2橋とも腐食が激しいことから、Ⅲ判定となる可能性が高く、これらについては今後、補助事業により対応したいと考えております。

以上、橋梁改修工事実施設計業務について報告させていただきます。

斎賀委員長

わかりました。

ただいまの緊急を要する説明について、何か委員皆さんから意見を伺いたいと思います。

無量谷委員

この橋についてはある程度、補修で修繕して直るのか。あるいは、ある程度架け替えしての改修っていう形になるのか。最終的には、どういう考えでやるのか。

島田建設管理課長

ただいまご説明させていただいたとおり、現行予算の執行残がありますので、それらを流用して、この2橋については、塗装以外はⅡ判定以下にしたいというふうに考えてます。

無量谷委員

橋を架け替えするっていう工事までいかないっていうことで考えていいのか。

(島田建設管理課長「はい」)

高橋秀之委員

これ、9月の議会通ってから施工にかかるってことなんですけど、工期的に冬季にかかる可能性はあるんですか。

若杉土木係長

期間については、9月で議会の議決をいただきましたら、10月施行になると思いますので、今ちょっと詳細はまだはっきり出てきてないもんですから、その内容を確認しつつ、冬季には間違いなくかかってくるかなっていうことは考えてます。

高橋秀之委員

まだ中身的にわかんないって言ってあれなんですけど。聞いていいか、聞いて悪いかわかんないんですけど、冬季にかかった場合、その冬季で施工ができる内容なのかどうかっていうのも、まだわからないってことで。

若杉土木係長

以前にですね、3年前だったでしょうかね。同じ開進地区で同様の橋を下部工を補修したってところがあると思うんですけども、それと同じようなイメージで今考えてはいるんですよね。

建設技術センターのほうとも、まさに調整中なんですけども、一応そういう前回直したような形でいけるんじゃないかっていうところの話までは聞いてるんですけども、それも含め

て今後の詳細設計っていう形で、そちらの方向に向かうだろうというところでは考えています。

齋賀委員長

ほかに。委員ありませんか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、9月補正に向けてまたよろしくご努力をお願いしたいと思います。続きまして調査事項5、保健福祉課、子育て世帯生活支援特別給付金についてであります。説明を求めたいと思います。

村上保健福祉課長

それでは説明のほうに入らせていただきたいと思います。

子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から支給することとし、本年3月23日に閣議決定されて以降、国においてその支給に当たり所要の準備が進められ、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分については、実施主体を市町村として、その支給の時期については可能な限り速やかに実施する。という通知がこの度ありましたので、制度の概要と、本町のスケジュールなどについて、ご手元に配付させていただいております資料を用いてご説明をさせていただきます。

資料表紙をめくり、1ページ目をご覧ください。

制度の概要についてですが、この度の特別給付金の支給対象者につきましては、低所得の子育て世帯となりますが、児童扶養手当受給者である低所得のひとり親世帯とそれ以外の、令和3年度分住民税均等割が非課税の子育て世帯に分けられ、そのうち、ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯への支給については、実施主体が市町村となっております。

給付額につきましては、児童1人当たり一律5万円で、その費用については全額国費負担となります。

次のページをご覧ください。

ひとり親世帯以外への支給に関する資料となりますが、前ページの資料と重複する内容が多くなりますが、1、対象者の詳細につきましては、①で、令和3年度4月分の児童手当または、特別児童扶養手当の支給を受けているものであって、令和3年度分の住民税均等割が非課税である者。こちらにつきましては申請が不要となっております。

そちらと②で、①の児童手当などの受給者以外で、18歳未満の子もしくは、20歳未満の障害を有する子の養育者で、令和3年度の住民税均等割が非課税であるものや、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税均等割が非課税であるものと同様の事情にあることと認められる者。こちらが申請が必要となります。

このような世帯が、低所得の子育て世帯と定義されております。

なお、支給対象児童につきましては、令和4年2月末までに生まれる新生児も対象とすることとされております。

次のページをご覧ください。

給付金の支給事務の概要についてですが、先ほどご説明させていただきました、対象者のうち、児童手当などの受給者につきましては、対象者を抽出し、支給する旨を個別に通知い

たしまして、一定期間内に受給を拒否する旨の届出がなければ、児童手当などの受給指定口座に振り込むこととなります。

それ以外の対象者につきましては、申請に基づき審査をし、要件を満たしていることが確認出来次第、指定された口座への振り込みとなります。

次のページですが、支給要件と対象児童の全体像を図式化したイメージとなりますので、参考にご覧いただけたらと思います。

次のページ、ご覧願います。

こちらにつきましては、申請不要の積極支給のケースと、申請による支給のケースについて、支給までの流れへのイメージ図ということとなりますが、いずれにつきましても、都道府県が実施者となる低所得のひとり親世帯の受給対象者ではないか。転出入による他市町村での支給済みではないかなど、重複支給がないよう、十分な確認を行った上で、対象者を確定するという事となっております。

最後に本町における支給スケジュール等についてですけれども、支給に向けた準備といたしましては、町の支給要綱の制定と、必要経費の予算化ということとなりますが、支給要綱につきましては、今月中に制定することとし、現在、事務を進めております。

必要経費につきましては、郵送料や振り込み手数料としまして、役務費で1万1千円程度。給付金につきましては、本年4月の児童手当受給者のうち、住民税均等割が非課税の方を抽出した結果、受給者で約10名、対象児童数で約15名。それに家計急変者や新規児童手当受給者等の対象者を各5名と想定し、全体で対象児童を30名と見込み、補助金として150万円ということで試算をしております。

必要経費予算につきましては、9月定例議会において予算を提出し、議決をいただくことを予定しておりましたが、可能な限り速やかな支給が求められていることなどから、支給要綱などの準備が整い次第、専決処分により、予算の補正をさせていただきまして、8月中には支給できるよう、準備をさせていただきたいというふうに考えまして、急遽本日ご説明をさせていただき時間をいただいた次第であります。

以上、支給スケジュール等において、ご了解いただきますようお願い申し上げまして、概要の説明とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

齋賀委員長

ありがとうございます。

ただいまの子育て生活支援の特別給付金について、議員の皆さんから意見がありましたら、指名を受けてから発言してください。

(「ありません」の声あり)

それでは、質問がないようですので、1日も早く支給されるようお願いしたいと思います。

調査事項これで全て終わりです。3、その他に入ります。

まちづくり常任委員会において副委員長、吉原哲男さんだったんですけども、吉原哲男さんの辞任によりまして、まちづくり常任委員会の副委員長を決めたいと思います。

決め方について何か意見ありませんか。

(「指名推薦」の声あり)

指名推薦でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

ではどなたか指名推選をお願いします。

西澤委員

佐藤忠志委員にお願いしたいと思います。

齋賀委員長

ただいま佐藤忠志委員という指名がありました。皆さんよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、まちづくり常任委員会副委員長に佐藤忠志委員を就任しますのでよろしくお願
いします。佐藤忠志委員。

(佐藤委員「よろしくお願ひします。」)

ほかにその他ありますか。

(「ありません」の声あり)

ではないようですので、閉会の挨拶を野々村町長にいただきたいと思います。

野々村町長

本日は臨時会の後、このまちづくり常任委員会、大変ありがとうございます。

急遽5件という案件、多くの案件を今日、審議をしていただきました。

それぞれ国保の診療所と、企画であった地層研究の報告とか、過疎法の関係は皆さんも、
もう既にご承知、ある程度薄々と感じてるところであります。橋梁に関してと、それから
先ほどのソフトの関係で、生活困窮者の生活支援の給付ということで、それぞれやっぱり困
窮をしてるということで、速やかにということの国の発令もございますので、専決をいた
だいて、このソフトの関係は、予算は9月に上げさせていただくけども、この大まかの予算で
やらさせていただくということと。

橋梁については、もう既に今まだ発表にはなってませんが、IVが出るぞと、橋落ちる
ぞと、ボルトが落ちてるぞという途中経過をいただいて、慌てて現地を見に行くと、通行止
めにして、仮橋を今通していただいているというところで、今までの流れからいくと、予算が
ないからそれ置いてっていうこともあるんですけども、先ほども説明したとおり橋梁の部分
については計画を載せていないと、次の次の年に実施が出来ないというこの重い計画の案の
中にあるものですから、今回急遽ここ出てきたところはまだ計画にも何も載ってない。その
交付金で行うということ自体は、この後、農家、農地の部分、また水道の管理についても大
きな支障が出るということで、今までの計画をそのままにして、それぞれ予備費執行残
なり、あとは単費が少々かかっても、修理で直していけるような方法をいち早く取れない
かということで協議をしましたので、このハードとソフトの分の大きなお金の、また動きが
あるかと思っておりますけども、ご理解をいただき、ご協力いただければと思っております。

先ほど質問の中でも、やっぱり冬期間の工事になるんじゃないかという、私らもそこが1
番心配をしているんですけども。冬期間除雪業務に行くと地元の業者の皆さんが大変困窮す
る、労働者不足でやっぱり困窮するということでもありますから、どういう形でやるかって
いうのも含めて、何とか今年度内、仮橋があるうち、タダで通していただくうちに直したい
という気持ちだけはあって、水道施設と農地の使用出来ないということだけは防ぎたいな
というふうに思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

大変お忙しいこの時期であります。臨時会と常任委員会を開催をさせていただいて、決めさせていただいたこと、また、我々も一生懸命取り組みながら、速やかにスピーディーにやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

齋賀委員長

ありがとうございました。

以上をもちまして、第4回まちづくり常任委員会を終了いたします。

ありがとうございました。

(1 1 時 4 1 分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため署名する。

委員長 齋賀弘孝

以上、記録する。

主事 満保希来